



公益財団法人 千葉県下水道公社

経営計画

(令和3年度～令和7年度)

～時代の変化に対応し、循環型社会構築の一翼を担うことを目指して～

<目次>

策定の趣旨	1
I 千葉県下水道公社の経営理念	2
II 千葉県下水道公社の特性	3~6
III 千葉県下水道公社の現状と課題	7~9
IV 今後の目指すべき方向	10
V 施策	11~22
参考資料	23

策定の趣旨

公益財団法人千葉県下水道公社は、流域下水道施設の維持管理、公共下水道の設計・工事等の支援、下水道知識の普及啓発等といった下水道事業に関するさまざまな業務を行うことにより、県民の生活環境の改善や河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし、平成4年に千葉県及び県下全市町村の総意により設立され、以来、豊かな水循環を未来に残すため、下水道事業をトータルサポートしてまいりました。

この間、県の行政改革において、公社改革を推進する方針が示され、その方針のもと当公社では数次の経営計画を策定し、経営の合理化等に努めてきました。

また、平成25年度からは、公益財団法人として新たなスタートをきり、令和3年3月には節目となる設立30年目を迎えることとなりました。

一方、近年では、令和元年の台風15号、19号及びその後の大雨等の影響による災害をもたらした気候変動に伴う局地的集中豪雨の頻発、新型コロナウイルス感染症に対する感染対策への対応、インフラメンテナンスの推進など、社会情勢において変化が見られます。

下水道事業においても、新規整備のみならず、維持管理・改築等を一体的にとらえる管理運営が中心となってきているなか、施設の老朽化や運営体制の脆弱化などへの対応が求められており、当公社も時代の変化に対応してまいりました。

そこで、これまで以上に県・市町村などの当公社に対する期待に応えられるよう、より高度な技術支援を実施していくとともに、下水道事業における当公社の新たな役割に対応するため、これまでの経営計画を見直し、新たに令和3年度から令和7年度までの5か年の経営計画を策定いたしました。

この経営計画のもと、さらなる公社の効率的かつ安定的な経営を行い、今後とも下水道事業を通じて公衆衛生の向上及び環境保全に貢献できるよう全力で取り組んでまいります。

I 千葉県下水道公社の経営理念

当公社は、下水道事業を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、次のような経営理念に基づき、各種事業を実施します。

- 1 県民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、適切な下水処理に努めます。
- 2 社会情勢の変化に対応し、下水道の持つ資源やエネルギーを有効的に活用した循環型社会構築のため、その一翼を担う公社を目指します。
- 3 下水道事業を総合的にサポートする公社として、さらなる技術力向上に努めます。
- 4 職員一人一人が自立・自覚し、効率的な業務執行に努め、健全な公社運営を目指します。

Ⅱ 千葉県下水道公社の特性

当公社は、次のような特性を活かしながら事業展開しています。

1. 公益性

公衆衛生の向上及び環境保全を目的に、下水道事業の推進を支援し、県民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与しています。

2. 専門性

下水道施設の特性・規模・能力等に精通した経験豊富な有資格技術職員を配置し、蓄積されたデータと経験を基に、業務を効率的に実施しています。

3. 機動性

千葉県内の下水道事業の支援に30年近く携わっている経験から、県・市町村の地域特性や諸事情に精通しており、迅速な業務対応を実施しています。

4. 情報発信性

住民へ下水道の理解を深めるための啓発活動や県、研究機関、民間企業などの産学官民との連携を図り下水道に関する調査研究を行うなどの取り組みをしています。

1 流域下水道施設の維持管理

当公社では、印旛沼、手賀沼、江戸川左岸の3流域下水道施設の維持管理業務及び包括的民間委託の受託者が行う業務の履行監視業務を県から受託し、長年にわたり汚水処理を良好に維持し、公共用水域の水質保全に寄与してきました。

当公社は、これまでの長年の業務経験から、施設・設備の特性を的確に把握するとともに、最も効率的・効果的な運転管理、修繕業務、災害や機器故障時の危機管理対応などについて、幅広い専門知識や技術の蓄積をしています。

主な業務については、以下のとおりです。

- 施設の運転管理

流入水量や流入水質の季節変動などに応じた運転や処理場ごとの特性を考慮した運転管理の実施、定期整備等に伴う施設の運転停止・再開時における処理水質への影響軽減対策など行っています。

- 施設の保守管理

施設の老朽化が進むなか、長年の経験と実績に基づいた経済的・効率的な長期修繕計画（県のストックマネジメント計画との調整含む）の策定と稼働中の処理施設への影響を最小限とした修繕工事を行っています。

- 危機管理対応

各処理場、ポンプ場、管渠の特性を考慮した緊急時（増水、地震、設備故障時など）における危機管理マニュアルの作成及び緊急対応を行っています。

- 包括的民間委託業務の履行監視

包括的民間委託の受託者が確保すべきサービス水準の達成状況について、当公社が履行監視し、必要に応じ改善指導を実施しています。

- 処理水質の向上、維持管理費低減の技術研究

処理施設の処理水質向上のための運転管理技術や維持管理費を低減するための効果的な運転方法についての調査や研究を行っています。

- 省エネルギー対策

流域下水道施設の各処理場にエネルギー管理士を配置し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき県が作成する省エネルギー達成のための中長期計画の策定に参画し、効果的な省エネ対策を提案しています。

2. 公共下水道等への支援

当社は、平成4年の設立以来、千葉県や市町村の下水道施設整備に長年携わっていることから、自治体の地域特性や諸事情に精通しており、高度な技術力を要する業務や、早期推進が求められる業務等、さまざまな業務を支援しています。主な業務については、以下のとおりです。

- 計画策定受託業務

下水道事業を新たに実施する市町村の基本構想の策定、都市計画図書作成、下水道全体計画策定など、下水道施設整備事業に係る実施設計、建設工事を進める上で必要な一連の業務を行っています。

- 実施設計受託業務・建設工事受託業務

下水道の施設計画、施設整備の実施において、経済的かつ効率的な観点を重視し、施工時の安全性や品質管理、環境への影響、整備後の維持管理等にも配慮した業務を行っています。

- 災害支援の実績

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した県内市町村の下水道管渠施設の復旧支援を行い、我孫子市及び香取市については、液状化により広範囲に渡って被害を受けたため、災害査定や復旧工事の設計積算・監督管理等の技術支援を行いました。

3 下水道知識の普及啓発等

当社は、住民に下水道への意識を向上させるため、施設見学会や体験型教室などの啓発活動を実施したり、下水道担当者の技術力向上のため、調査研究事業や技術者の養成事業を実施しています。

主な業務については、以下のとおりです。

- 下水道知識の普及啓発事業

9月10日の「下水道の日」を中心とした、ポスターの掲出や啓発品の配布、大型ビジョンによる放映、ラジオCMの放送等を行っています。

また、下水道の学ぶ機会を増やすため、小学校へ出張して水処理実験を行う出張下水道教室や、下水道施設を見学してもらう親子下水道教室を開催しています。

- 下水道技術の調査研究事業

下水道技術全般に関する調査研究を行い、研究成果を外部に公表しています。

- 下水道技術者の養成事業

市町村から研修生を募集し、公社での実務を通じて技術の習得を行うことや市町村担当者の技術力向上のために講習会を開催しています。

- 研修支援事業

市町村の職員が、日本下水道事業団等が実施する下水道に係る研修等を受講した際の費用について、その一部を助成しています。

Ⅲ 千葉県下水道公社の現状と課題

当公社は設立以来、流域下水道施設の維持管理や、公共下水道の施設整備業務を受託するとともに、下水道知識の普及啓発事業を行い、県内下水道の整備を支援してきました。

しかしながら、近年、下水道施設の老朽化に対応する計画的な整備の推進、地方公共団体の厳しい財政状況・技術職員の減少、地震の多発、局地的豪雨等自然環境の変化、新型コロナウイルス感染症対策への対応など、公社を取り巻く環境も変化してきています。

これらの状況を踏まえて、下水道施設の点検、調査、修繕、改築などを一体的に管理するストックマネジメントの確立など、地方公共団体を持続的に支援できる組織体制の確立、災害等においても被害を最小とし早期に事業継続できる危機管理対応などが求められます。

平成 26 年度に国で策定された「新下水道ビジョン」では、公社などの公的機関には、地方公共団体が持続的に事業運営できるよう、施設の建設や維持管理、技術的援助を通じて補完する役割が示されています。

今後も、公社は、県や市町村が持続的に事業運営できるよう、これまでに受注した施設の建設、維持管理において培ってきた技術の更なる向上に努めるとともに、様々な要請に対応できる組織づくりを目指します。

1 事業

(1) 流域下水道施設の維持管理

長年の維持管理業務と包括的民間委託の履行監視業務を実施することで蓄積された情報を、メンテナンス計画に適切に反映させ、効率的に設備の維持修繕を実施する必要があります。

また、省エネルギー対策においても、機器類の老朽化によりエネルギー削減計画に限界が生じていることから更新等を検討する必要があります。

さらに、頻発する自然災害等に対して、被害を最小限にするため危機管理の備えを強化する必要があります。

(2) 公共下水道等への支援

これまでの公共下水道等への支援により整備された事業等の完了後も一定の事業量を継続的に確保することが課題となっています。

また、技術者が不足する市町村等のニーズに合わせた支援を行っていくとともに、県と連携した広域化・共同化に向けての市町村支援にかかる種々の業務について、検討していく必要があります。

また、下水道未着手市町村については、県の指導の下、適宜実施される汚水適正処理構想の見直し結果を受けて、どのような支援が市町村にとって有効であるか検討する必要があります。

(3) 下水道知識の普及啓発等

下水道を住民に意識してもらえるよう引き続き施設見学会などの機会を充実させていく必要があります。

下水道技術の複雑化・多様化に対応できるよう、県、研究機関、民間企業などと連携して共同での調査研究を実施し、広く情報提供していく必要があります。

近年、各市町村では下水道技術職員が減少していることから、外部への派遣が難しいため、引き続き研修に参加しやすいスケジュールや費用の助成などを検討する必要があります。

2 経営

(1) 組織・人材育成等

当会社では、これまで県の行政改革の方針に合わせて業務の見直しとそれに見合った組織体制を構築してきましたが、今後も定年退職を迎える職員が増えることや、業務の質・量の変化に対応した職種の確保が必要であることなどから、令和2年3月に定員管理計画を策定しました。

これをもとに人材の確保と育成、技術の継承を行い、会社の安定的な経営を図っていくことが課題となります。

(2) 財務

当会社は、公益法人制度改革に伴う公益財団法人への移行に伴い、新しい公益法人会計基準を導入していますが、市町村等から要請される下水道事業は、市町村等の財政事情等に左右されるため、受注量の見通しが難しく、年度により収支の変動があります。

このことから、安定した収支均衡を図るため、一定の事業量を継続的に確保することが課題となっています。

Ⅳ 今後の目指すべき方向

Ⅱの特性、Ⅲの現状と課題を踏まえ、当社が目指すべき方向は次のとおりです。

- 1 流域下水道施設の維持管理については、日々の業務における情報を蓄積して維持修繕業務に活用し、さらなる管理技術の向上を図ることによって、効果的な管理を行います。
- 2 公共下水道等への支援については、建設受託事業量の安定的な確保とともに、維持管理業務についても支援を目指します。
- 3 下水道知識の普及啓発等については、県及び市町村との連携を図りながら行います。また、下水道技術の向上等についても、県、研究機関等との共同研究に取り組んだ成果などを反映させ、より効果的・効率的に事業を推進していきます。
- 4 公社運営については、健全化、効率化を目指し、業務量に見合った適正な人員配置や組織体制を構築し、職員の技術継承や資質向上を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を図りながらより安定的な公社経営に努めます。

V 施 策

1 流域下水道施設の維持管理

安全で安心な県民生活を守るため、環境の保全や社会情勢の変化に対応しながら、流域下水道の安全で効率的な維持管理及びその支援に努めます。

(1) 安全で信頼される施設管理

包括的民間委託への移行状況を踏まえ、県と公社の役割分担に基づいた体制を確立し、包括的民間委託の受託者が実施する業務の履行監視を的確に行うとともに、災害時における危機管理対策の充実を図るなどにより、下水道施設が安定して運営されることを目指します。

ア 印旛沼及び手賀沼流域下水道

県が包括的民間委託した印旛沼及び手賀沼流域下水道施設については、これまで蓄積したノウハウを生かし、包括的民間委託の受託者が行う業務の履行監視や危機管理対応などを効果的に行い、下水道施設の適切な維持管理が図られるよう支援します。

また、施設の維持管理の状況は、指標を用いて評価・検証するとともに、故障発生状況などを基に設備の状態を把握して、適切な整備計画等を提案します。

危機管理対応については、包括的民間委託の受託者と協力して迅速な対応が図れるような体制づくりに努めます。

(ア) 包括的民間委託に関するサポート

- ・ 運転操作業務及び保守点検業務の履行監視・確認・評価を行います。評価にあたっては、運転データや記録などを基に、指標を用いて客観的・定量的に行うものとします。
- ・ 必要に応じて包括的民間委託の受託者に対し、業務の改善指導を行います。
- ・ 契約時と満了時における施設の機能・能力の確認を行います。

(イ) 設備の修繕工事のサポート

- ・老朽化した設備の機能維持、回復のため、施設修繕・更新の提案、県のストックマネジメント計画策定の支援を行うとともに、修繕工事の設計・積算、施工監理を行います。
- ・設備の保全履歴の整理に向け、データベースの運用等の支援を行います。
- ・県が下水道施設の点検、調査、修繕、改築などを一体的に管理できるように、日々の点検、調査から得られた情報を活用し、修繕計画に反映させていきます。

(ウ) 危機管理対応

- ・大雨、地震、停電、事故等の異常時における包括的民間委託の受託者への対応指示（県の代行指示）を行います。
- ・県が定めた千葉県流域下水道業務継続計画（BCP）（震災編）の中で、公社の業務が明確化されており、平時から災害に備え、被災した際の下水道施設の機能維持、または早期に回復できるように応急復旧の支援を行います。

イ 江戸川左岸流域下水道

江戸川左岸流域下水道については、引き続き適切な維持管理を行うとともに、維持管理費の低減や維持管理技術の向上を図ります。

(ア) 安定的、効率的な運転管理

- ・施設の機能を最大限に活用し、機器の運転方法の見直しなどにより効率的で安定した運転管理に努めます。

(イ) 設備の修繕工事のサポート

- ・老朽化した設備の機能維持、回復のため、施設修繕・更新の提案、県のストックマネジメント計画策定の支援を行うとともに、修繕工事の設計・積算、施工監理を行います。
- ・設備の保全履歴の整理に向け、データベースの運用等の支援を行います。

- ・県が下水道施設の点検、調査、修繕、改築などを一体的に管理できるよう、日々の点検、調査から得られた情報を活用し、修繕計画に反映させていきます。

(ウ) 危機管理対応

- ・大雨、地震、停電、事故等の異常時における適切な対応を行います。
- ・過年度の風水害や震災時の状況を踏まえ、危機管理マニュアルを適宜見直します。
- ・県が定めた千葉県流域下水道業務継続計画（BCP）（震災編）の中で、公社の業務が明確化されており、平時から災害に備え、被災した際の下水道施設の機能維持または早期に回復できるよう応急復旧に努めます。

ウ エネルギーの削減

終末処理場は施設の運営に大量のエネルギーを消費するため、法律によりエネルギー管理指定工場に指定されており、エネルギー消費量を年平均1%以上低減する努力が義務付けられています。

そのため、運転管理方法の改善や、機器の更新・修繕時などにおける省エネ機器導入により、一層の環境負荷の低減に努めます。

エ 危機管理対策の充実

大雨・地震・停電・事故等の異常時においては、危機管理対応が特に重要な業務となることから、東日本大震災や令和元年台風15号による大規模停電などの経験をもとに、千葉県流域下水道業務継続計画(BCP)で定められた公社業務への対応、防災マニュアルの見直し、防災備蓄品の確保などを行い、対策の充実を図ります。

才 下水道資源の有効利用

循環型社会へ積極的に対応するため、下水道資源の活用において、より高い有効性を得るための運転管理を推進します。

(ア) 再生水の利用

幕張新都心を対象に、ホテル、商業ビル等の水洗トイレ用水や修景用水などに再利用している処理水について、包括的民間委託の受託者を適切に指導することで、安全な水質維持に努めます。

(イ) 処理水の熱利用

幕張新都心地区の一部の地域冷暖房¹に利用されている下水処理水について、送水設備の予防保全を計画的に実施することで、安定した供給量の確保に努めます。

(ウ) 汚泥の有効利用

下水処理で発生する汚泥をセメントや軽量骨材などに有効利用していくなかで、汚泥の減量化と再利用を視野に入れた適正な汚泥性状（含水率等）を維持した処理を行います。

¹ 地域冷暖房 下水処理水の年間水温が一定である特性を利用し、熱交換器により加温又は冷却された冷暖房用水を需要家に供給しています。

(2) 水環境の維持向上

これまで培ってきた技術力、ノウハウを活用し、放流水質の向上を図り、公共用水域の水質保全に努めます。

ア 放流水質の維持

経済性、効率性を踏まえつつ、施設能力及び特徴を活かし、安定した放流水質の維持に努めます。

(ア) 花見川終末処理場・花見川第二終末処理場・手賀沼終末処理場

包括的民間委託の受託者が行う業務を適切に履行監視し、必要に応じて指導していくことで安定的な水質維持に努めます。

(イ) 江戸川第二終末処理場

閉鎖性水域である東京湾の富栄養化防止のため、窒素、リンの含有量削減が求められていることから、現有施設を最大限に活用した高度処理運転方式を取り入れ、経済性・効率性を踏まえた放流水質の維持に努めます。

(ウ) 江戸川第一終末処理場

令和2年度に供用開始された江戸川第一終末処理場では、新たに導入された処理方式であるステップ流入式多段硝化脱窒法の効率的な運転管理を早期に確立し、放流水質の安定化に努めます。

イ 処理水による河川還元

平成19年度より、海老川水系の河川については、水質の改善及び維持水量の確保を目的とする事業を行いました。この事業は、花見川第二終末処理場で処理した高度処理水を海老川水系の上流に還元することができます。公社は、運転管理を行う包括的民間委託の受託者を適切に指導し、その放流水質の維持及び安定送水に努めます。

2 公共下水道等への支援

市町村等のまちづくりにおける下水道施設整備に係る計画から施設建設、維持管理までを幅広く支援します。

(1) 下水道施設の整備促進に対する支援

下水道の主要な役割である汚水処理・雨水排除を行うための施設の整備や下水道未着手市町村への情報提供などを行います。

ア 公共下水道等に係る事業支援

以下の業務について支援していきます。

(ア) 計画策定受託業務

下水道施設の整備計画では、国の法律、県、市町村条例、上位計画や関連計画と整合を図る必要があります。このため関係機関との協議及び調整が適切に行われ、計画策定が円滑に図れるよう支援します。

(イ) 実施設計受託業務

下水道施設整備では、工事にかかる実施設計、測量調査、地質調査業務を支援します。

(ウ) 建設工事受託業務

下水道施設整備工事では、設計・積算、工事発注事務から施工監理、工事に関する関係機関との協議・調整等を総合的に支援します。

イ 下水道未着手市町村への情報提供等

県と協働で、下水道未着手市町村についての情報収集をするとともに、下水道事業を着手する場合の情報提供を行います。

なお、下水道事業に着手する市町村がある場合は、積極的に支援していきます。

ウ 危機管理に対する支援

大雨・地震・停電・事故等の異常時においては、危機管理対応が求められることから、防災備蓄品の確保などにより、必要とする市町村等に貸出を行うなどの支援に努めます。

(2) 下水道施設の維持管理に対する支援

供用開始している市町村に対して、長年にわたって培ってきた技術・知識を提供し、施設維持管理業務の支援を目指します。

ア 維持管理業務の支援

民間への性能発注や施設の修繕などにおいて以下の支援を行います。

- 包括的民間委託などによる維持管理業者選定手続き
- 民間業者が行う業務の履行監視評価
- 修繕工事の設計・積算、施工監理
- スtockマネジメント計画策定の支援

3 下水道知識の普及啓発等

県民に下水道に対する認識を深めてもらい、下水道の整備促進や家庭からの汚濁負荷の低減を図るため、県や市町村と連携しながら効果的・効率的な普及啓発活動を実施します。また、下水道技術の向上を目的とした調査研究や、市町村等の下水道担当者の技術力向上のため、講習会の開催や意見交換のできる機会を提供したり、研修生の募集を行います。

(1) 普及啓発事業の充実

下水道の必要性を広く県民に周知するため、普及啓発事業の充実を図ります。

ア 下水道の日関連事業

日常生活で目にすることが少ない下水道を知ってもらうため、9月10日の「下水道の日」を中心として、県及び市町村と連携したより効果的・効率的な事業を展開します。

- ・下水道の日や下水道の正しい使い方をPRするポスターの作製及び公共交通機関等への掲出
- ・市町村への啓発品の無料配布
- ・新聞による「下水道の日」のPR
- ・大型ビジョンによる放映
- ・ラジオCMの放送 等

イ 下水道を学ぶ機会の充実

県民に下水道の必要性を直接伝えることができる参加型の普及啓発事業の拡充を図ります。また、より多くの県民が下水道について学べるよう、環境イベント等に下水道の啓発ブースを出展します。

- ・出張下水道教室の実施
- ・下水処理場での施設見学会の開催及び啓発施設の拡充
- ・環境イベント等への出展
- ・下水道に関するビデオ等の貸出
- ・県や市町村、公社等の事業情報を載せた広報誌「きらら」の発行

(2) 調査研究及び情報提供

下水道技術の向上を図るため、下水道に関する調査研究を行います。
また、その成果を当会社の広報誌やホームページ等で広く周知します。

ア 調査研究

下水道の多種多様な技術の向上を図るため、会社単独での調査研究や県、研究機関や民間企業などとの共同研究にも積極的に取り組みます。

イ 情報提供

調査研究の成果は、当会社の広報誌やホームページに掲載するとともに各種研究会や講習会で発表します。

(3) 下水道担当者の養成

市町村に対して研修生の受け入れや下水道担当者講習会を開催し、下水道担当者の養成と技術力の向上を支援します。

ア 市町村研修生の募集

市町村の要望を照会し、下水道担当職員の養成を目的とした研修生の募集を行い、当会社での実務を通して、技術の習得を図ります。

イ 下水道担当者講習会の開催

市町村の下水道担当者を対象とした講習会を開催し、下水道に関する技術力の向上を図ります。講習会は、市町村からの要望を中心としたテーマとし、テーマによっては、外部から専門の講師を招くなど、業務に活かすことができるよう努めていきます。

ウ 各種研修への支援

市町村の職員が、日本下水道事業団等が実施する下水道に関する研修等を受講した際の費用の一部を助成して支援します。

エ 意見交換

市町村が抱える下水道事業に関する問題点を市町村担当者間で意見交換

できる場を設けて、円滑な下水道事業を支援します。

4 経営基盤の確立

国の公益法人制度改革や県の行財政改革など、当公社を取り巻く環境の変化に対応できる経営を目指し、更なる効率的で透明性のある経営基盤の確立に努めます。

(1) 効率的な組織体制の構築と定員管理の適正化

組織体制や定員管理の適正化については、業務量に見合った体制の確立に努めます。

ア 組織・定員管理の適正化

県の人的支援の縮小・廃止や職員の年齢構成等を考慮し、今後10年間の目標となる定員管理計画を策定しました。これをもとに業務量に見合った定員の適正化と組織体制づくりに努めます。

また、職員個々が主体的に公社の運営に取り組むことができる組織体制の確立を目指します。

イ 人材の確保と育成

定員管理計画に基づき、計画的な新規職員採用や退職再雇用職員を活用するなど技術人材の積極的な確保を図ります。

公社の専門技術力を確保維持していくため、計画的に人材育成を図っていきます。

ウ 意識改革と労務管理制度等の見直し

公社の役職員が、コスト意識を持って業務を実践するよう意識改革に努めるほか、県の給与改定を参考とした給与制度の改定等及び新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を含めた「働き方改革」に対応する労務管理制度の見直しについても検討します。

(2) 職員の技術力の継承と資質向上

公社が持つ実績や技術資産が、市町村等から信頼される基盤となっていることから、これまでに培ってきた技術力の継承と職員の資質向上を図ります。

ア 技術力の継承

公社が持つ技術力を確保維持するため、社内研修の充実や下水道専門機関等が行う外部研修の活用を図ります。

職員の定年退職が継続的に生じる時期を迎えていることから、公社の再雇用に関する制度等を活用し、退職する職員の技術力や知見を継承するための体制づくりを図っていきます。

イ 職員の資質向上

職員研修の充実や職員の資格取得を奨励・支援するとともに、日本下水道協会等の講習会や他県の下水道団体との交流会等に参加して職員の更なる資質向上を図ります。

(3) 安定的な事業量の確保

公社の経営基盤を確立するため、安定した事業量の確保は不可欠です。

このため、県・市町村等に対し、情報収集を行うとともに、下水道事業を総合的にサポートする公社としての役割を的確に果たしていきます。

ア 適正な業務執行

これまでの実績や技術資産、さらには民間のノウハウ等を取り込み、より質の高い成果を示せるよう適正な業務執行に取り組みます。

イ さらなる品質確保や安全施工

下水道施設の耐久性や維持管理等、さらなる品質向上を目的とした検査体制の強化に努めます。

また、近年工事規模が大型・複雑化している中で、人身や物損を含めた工事事故を回避するため、安全管理体制の強化に努めます。

ウ 計画的な改築・維持管理の支援

今後増大する下水道ストックに対応するため、県、市町村等の予防保全型の管理や長寿命化対策を含めた計画的な改築の支援を目指します。

参考資料

資格奨励一覧

NO	資格名	NO	資格名
1	技術士	11	第2種下水道技術検定
	上下水道部門（下水道）	12	第3種下水道技術検定
	衛生工学部門（水質管理）	13	1級土木施工管理技士
	総合技術管理部門	14	1級建築施工管理技士
2	技術士補	15	1級電気工事施工管理技士
3	環境計量士（濃度関係）	16	1級管工事施工管理技士
4	エネルギー管理士	17	下水道管路管理専門技士調査部門
5	衛生管理者	18	RCCM
6	第1種電気主任技術者	19	測量士
7	第2種電気主任技術者	20	測量士補
8	第3種電気主任技術者	21	CAD利用技術者
9	1級建築士		
10	第1種下水道技術検定		

有資格者一覧（令和2年度末現在）

技術士 上下水道部門(下水道)	3名	エネルギー管理士	6名
技術士補 上下水道部門	2名	エネルギー管理員	7名
1級土木施工管理技士	4名	第2種電気主任技術者	1名
第2種下水道技術検定	2名	第3種電気主任技術者	5名
第3種下水道技術検定	8名	危険物取扱者	4名
下水道処理施設管理技士	6名	第2種酸素欠乏危険作業主任者	24名
防火管理者	9名	測量士	1名
特別管理産業廃棄物管理責任者	21名	測量士補	1名
1級電気工事施工管理技士	1名	RCCM	1名
1級管工事施工管理技士	1名	CAD利用技術者	1名
特定高圧ガス取扱主任者	4名		



公益財団法人 千葉県下水道公社

本社

〒261-0012 千葉市美浜区磯辺8丁目24番1号
TEL.043-278-1631 FAX.043-277-9657

ホームページ

<http://www.chiba-gesui.or.jp>